

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主の皆様やユーザ各社をはじめ、取引先、地域社会、社員等のステークホルダー(利害関係者)から信頼される企業グループであるためにコーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の最重要課題の一つと考えております。
この実現のために、組織の見直し、各種規程の制定・施行、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組むなど、内部統制システムの整備・改善を図るよう努めております。

- (1) 取締役ならびに従業員が遵守すべき行動規範として法令遵守規程や従業員行動規範などを制定しております。
- (2) コンプライアンス経営に資するため、コンプライアンス行動指針を制定しております。
- (3) コーポレート・ガバナンスの充実のため、当社は規模等を考慮し、監査役制度を採用しております。監査役は4名で、うち社外監査役は3名となっております。当社は平成11年6月より、経営の透明性の確保・監督の強化のため、社外の豊富な経験と知識を有する社外取締役を選任しております。
- (4) 子会社管理規程を制定し、そのルールに基づき、当社から派遣されている子会社の取締役及び監査役が、子会社の経営監視を行っております。また、親会社の社長・担当役員が出席して、定期的子会社社長会を開催し、子会社の経営状況をチェックしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電設工業株式会社	2,095,273	11.63
株式会社みずほ銀行	875,900	4.86
株式会社三井住友銀行	840,750	4.67
第一生命保険株式会社	821,000	4.56
朝日生命保険相互会社	715,000	3.97
大同信号取引先持株会	665,984	3.70
日本リーテック株式会社	655,859	3.64
日新火災海上保険株式会社	555,401	3.08
戸部 政彦	545,000	3.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	544,765	3.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
保 苅 伸一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
保 苅 伸一		——	東日本旅客鉄道株式会社、日本電設工業株式会社において勤務経験があり、これまでの経験をいかして、当社の経営に対しの確かな助言をいただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行っております。

(1)株主総会終了後

- 1 会計監査人の監査計画、監査項目の説明聴取、意見交換
- 2 監査役会監査方針、計画の概要説明、意見交換

(2)第2四半期決算時

会計監査人からの中間決算監査実施報告、監査結果説明聴取

(3)期末決算時

会計監査人からの監査報告書受領、監査方法及び監査結果説明聴取

(4)その他

主要部署往査時にその都度、文書または口頭で実施内容の報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
両宮 募	他の会社の出身者													
二村 浩一	弁護士													
沼崎 良平	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
両宮 募		——	日本電設工業株式会社財務部門での勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため適任であると判断しております。
二村 浩一	○	——	弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげられ、経営に関する高い見識を有し、専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため適任であると判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのあるものではないとの認識から、独立役員に指定いたしました。
沼崎 良平		——	保安工業株式会社、日本リーテック株式会社において、財務部門及び経営管理部門での勤務経験があり、財務及び経営管理に関する相当程度の知見を有し、専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績等を総合的に勘案して賞与を支給しております。
なお、監査役に対する賞与はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、全取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額(内訳として基本報酬、賞与引当金繰入額、退職慰労引当金繰入額)を開示しております。監査役(社外監査役を除く)及び社外役員についても同様の開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の総額は年額2億円以内、監査役の報酬の総額は年額480万円以内であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して、議題は毎回・資料は必要に応じて事前に配布。取締役会の議事録を送付。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における企業統治の体制につきましては、監査役会制度を採用し、社外監査役を含む監査役会が取締役会を牽制する体制としております。業務運営上は、業務執行の意志決定機関である取締役会及び経営会議を中心に行っております。

このような体制により当社は適正なコーポレート・ガバナンスを確保できているものと考えております。なお、当社の各機関の内容及び内部統制システムの整備の状況は、次のとおりであります。

(1) 取締役会

取締役会は5名の取締役で構成され、監査役出席のもと、原則として毎月1回開催し、当社の重要な業務執行に関わる事項を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会制度採用会社であり、監査役4名(うち社外監査役3名)が監査役会を原則として毎月1回開催しております。常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に従い、取締役会や経営会議をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。なお、監査役は会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行うとともに、内部統制室からの報告を通じて適切な監査を実行しております。

(3) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長・専務取締役・常務取締役等から構成され、生産計画、投資計画、新製品開発、営業体制の強化、リスク状況の把握など、経営全般について迅速な意志決定を行うために、原則毎月開催しております。なお、重要な業務の執行については取締役会に上程しております。

(4) 執行役員会

当社は、経営の戦略決定機能と業務執行機能を分離し、経営効率を高めるとともに経営責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。執行役員会は、代表取締役社長と執行役員等で構成され、取締役会・経営会議で決定された経営方針に基づき業務執行を確実に行うため、必要に応じ開催いたします。

(5) 経営監視の仕組み

監査役会が、取締役の職務執行状況の監督、監査を行っております。取締役会は、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役相互の職務執行を監視しております。

(6)内部監査体制

内部統制監査を実施する内部統制室（3名）を設置し、当社の健全かつ適切な業務運営の遂行を目的として、被監査部門の内部統制の適切性・有効性を検証・評価しております。監査結果については内部統制室が作成した報告書を取締役会に提出し、被監査部門の実態、問題点、課題についての検討を行い、当社のリスクの軽減化、財務の高信頼化、業務運営の適切性確保に努めております。

(7)役員の報酬等の額の決定に関する方針

（役員月額報酬）

・取締役

取締役の月額報酬は、役員個人の業績等による昇給や役員定年年齢超過時の減給ルールを反映できる「取締役報酬額表」を制定し、役位、年数、業績等、必要に応じて見直しを行います。

当社は役員定年制を採用しておりますが、諸般の事情等により、役員定年に達した後も引き続き同役位にある場合は、役員定年に達した後の定時株主総会以後の月額報酬は従前の月額報酬額から相応の減額を行います。

・監査役

監査役の月額報酬は、過去の経歴、実績及び年数を勘案の上、年間報酬額を決めております。

常勤監査役は定年制を採用しておりますが、諸般の事情等により、役員定年に達した後も引き続き同役位にある場合は、役員定年に達した後の定時株主総会以後の月額報酬は従前の月額報酬額から相応の減額を行います。

（役員賞与）

取締役の賞与については、業績等を総合的に勘案して賞与支給額を決定しております。

なお、監査役に対する賞与は支給していません。

（役員退職慰労金）

取締役及び監査役に対する役員退職慰労金の額については、報酬月額、在任年数及び業績等により決めております。

また、在任中の功績により、取締役会の決議または監査役の協議により一定の範囲で加減できることとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制度は、経営の戦略決定機能と業務執行機能を分離し、経営効率を高めるとともに経営責任を明確化するために導入しております。また、社外取締役及び社外監査役の導入は、業務執行機関に対する監督・監査機能を強化するためです。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算発表資料等を掲載している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14000に基づき環境保全活動に取り組んでおります。
その他	当社では、経営戦略の一環として女性活用を積極的に進めております。仕事と育児の両立支援を進めるとともに、採用、配置、昇進など様々なステージにおいて性別による区別なく、実力や成果に応じて登用することとしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、内部統制システムの整備は不可欠であると考えております。

2. 整備状況

(1) コンプライアンス体制

- 1 コンプライアンスに関する最高意思決定機関として、「コンプライアンス委員会」がコンプライアンス全体を統括しております。
- 2 コンプライアンスの推進につきましては、当社グループの取締役及び使用人の行動基準である「コンプライアンス行動指針」に基づき、内部統制室が内部監査等を通じて徹底を図っております。
- 3 取締役及び使用人には、コンプライアンスに関する疑義ある行為について、内部統制室への通報を義務づけるとともに、内部統制室が社内相談窓口として『ホットライン』を運営しております。

(2) リスク管理体制

- 1 当社の業務執行に係るリスクにつきましては、各部門においてリスクの洗い出しを行い、分析・評価のうえ対策を文書化した、「部門毎業務リスク管理シート」に基づき、リスクを管理しております。
- 2 部門毎のリスク管理及び全社的なリスク管理を統括する部署を内部統制室とし、「リスク管理規程」に基づくリスク管理体制をとっております。
- 3 不測の事態が発生した場合には、「危機対応処理規程」に基づき、社長または社長が命じた者を本部長とし、対策本部が統括して、危機管理にあたります。

(3) 取締役及び使用人の職務に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役及び使用人の職務執行に係る情報につきましては、文書管理規程、文書保存規程により管理しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1 子会社の管理は「子会社管理規程」に基づき、担当取締役が統括し、子会社の経営状況の把握と円滑な情報交換のため、定期的子会社社長会を開催しております。
- 2 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣し、子会社の業務の適正を監視しております。
- 3 子会社にコンプライアンス管理者を置くとともに、内部統制室がグループ全体の推進を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下の通りです。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- 1 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一切の関係を遮断します。
- 2 これらの活動を助長するような行為は行いません。トラブル等が発生した場合は、企業をあげて立ち向かいます。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 1 上記の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」は、当社の「コンプライアンス行動指針」に明記し、取締役及び使用人に周知徹底しております。
- 2 社内体制としては、総務部を対応統括部署とし、警察当局、関係団体、弁護士と連携して、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集するとともに、組織的対応が可能となる体制をとっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

